

豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針

1 策定の背景と目的

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、同法11条には、「地方公共団体は、(中略)その地域の実情に応じ、(中略)基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と明記されている。本市も同法に則り、本市の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を多様な主体との連携のもと、地域一丸となって総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するものである。

2 現状と課題

- ▶ 本市にはブラジル・フィリピンを中心に約70か国・20,000人の外国人市民が暮らしており、日本人市民と外国人市民とのコミュニケーションや異なる国籍間による外国人市民同士のコミュニケーションを円滑にするために、共通言語としての日本語を学習する機会の充実や「やさしい日本語」の普及をより一層図る必要がある。
- ▶ 本市には、身分に基づく在留資格(永住者・定住者等)を有する外国人市民が、外国人市民全体の約8割を占めている現状がある。永住者・定住者やますます長期滞在化する外国人市民が安心して元気に暮らすことができるよう、日本語を学ぶ機会を充実する必要がある。
- ▶ 日本での滞在が10年以上にもかかわらず日本語がほとんど話せない者がいる一方で、留学生や技能実習生など母国で一定の日本語学習を経て来日する者もいるなど、個人によって日本語能力や日本語学習意欲に大きな隔たりがあることから、多様なニーズに応えるために、様々な主体との連携のもと、体制を整備する必要がある。
- ▶ 市内の公立小中学校及び外国人学校を合わせると、2,000人を超える外国人児童生徒が在籍しており、近年は日本生まれの子どもや日本国籍を有する日本語指導が必要な子どもが増加傾向にある。また、国の外国人材受入れ施策の拡大により、今後ますます多くの外国籍の子どもが来日することが見込まれる。国籍にかかわらず、未来を担うすべての子どもが将来活躍できるよう、これまで以上に日本語学習環境を充実する必要がある。
- ▶ 本市が豊橋商工会議所と協働して実施した、市内事業者を対象とした外国人従業員の雇用等に関するアンケート調査では、事業者が外国人就労者を雇用する上で一番の課題として、日本語能力を挙げており、就労場面において外国人就労者が能力と個性を発揮し活躍できるよう、外国人就労者への日本語学習支援を充実するとともに、外国人就労者にとって理解しやすい「やさしい日本語」の活用を日本人就労者へ促す必要がある。

3 基本方針

「2 現状と課題」を踏まえ、基本方針を以下のとおり定める。

(1) 目指す姿（基本方針策定にあたっての視点）

- ▶ 生活者として必要な日本語を効率的に習得するための機会の保障と学習環境の整備を目指す（文法や体系的な学習カリキュラムを否定するものではない）。
- ▶ 地域全体を日本語学習の場と捉え、日本人市民との交流を促すことで生きた日本語に触れる機会の充実を図りながら、本市と多様な主体との連携による日本語学習環境の構築を目指す。
- ▶ 就労者や求職者においては、職場で円滑に働くために日本語でコミュニケーションがとれるようになることを目指し、事業者などとも連携しながら日本語学習環境の充実を図る。
- ▶ 特に本市における義務教育課程での日本語学習指導は早くから同指導の重要性に着目し、たゆまぬ研鑽を重ねた結果、現在では先進的な取組として注目されていることから、この精神・姿勢・課題解決に向けた行動力などを大いに参考にし、全体としてバランスが保たれるようその他の分野の底上げを目指す。

(2) 対象

市内に在住、在勤、在学し、日本語の学習を希望する外国人市民を主な対象とするが、国籍や年齢にかかわらず日本語の学習や支援に関わる市民すべてを含むものとする。

(3) 目指すレベル

国は「日本語教育の参照枠」BI相当レベル（自立した言語使用者）を目指すことが望ましいとしており、本市としても就労などへの円滑な接続を見据えて同レベルを長期的な目標としつつ、本市の現状等を踏まえ当面はA2相当レベル（基礎段階の言語使用者）を目指すレベルとする（義務教育及び高等教育課程を除く）。

(4) 開設・運営する教室

- ▶ 初めて日本語を学習する者（ゼロレベル）向けの学習支援の充実を図る。
- ▶ 3(1)の目指す姿に基づき、生きた日本語を習得できるよう日本人との交流を促す教室モデルを構築・運営する。
- ▶ 上述の交流型教室の運営のため、ボランティアが参加しやすい環境整備の充実を図る（例：ボランティアが中心となって授業を進行するやり方から、専門性を有するスタッフとボランティアによるクラス活動スタイルへと転換を図る）。
- ▶ 国による外国人材受入れ施策の拡大に伴い、増加が見込まれる外国人就労者向け

の日本語教室についても、事業者などとの連携のもと開設に向け検討を進める。

(5) 日本語学習支援者の育成

3(1)の目指す姿に基づく交流型の学習環境を構築するため、以下の取組を積極的に行う。

- ▶ 日本語学習支援者の育成
- ▶ 日本人市民に対する「やさしい日本語」の周知及び活用促進

(6) 外国人等の学習ニーズの把握及び日本語教育に関する広報、住民理解の促進

3(1)の目指す姿に基づく効果的な教室等の設置・運営のため、定期的に外国人等の日本語学習に関するニーズの把握及び日本人市民を含めた住民の理解を得られるよう努める。

(7) 体制整備

3(1)の目指す姿に基づく効果的な教室等の設置・運営に向け、専門性を有する人材の確保など必要な体制を整備する。

(8) 基本方針の見直し

本市多文化共生推進計画の改定等に合わせ、本基本方針の内容についても必要に応じて概ね5年ごとに見直すものとする。

(9) 推進体制及び各主体に期待される役割

本市は以下に示す各主体で構成する連携・協力体制の整備を通じて、本基本方針に掲げる地域日本語教育を推進するものとする。

各主体に期待される役割は以下のとおり。

豊橋市

<これまで>

- ▶ プレスクールや就労のための日本語教室など、個別のニーズに対応する事業を展開してきた。

<今後>

- ▶ 多様な主体によるそれぞれの取組が最大限の効果を発揮できるよう、日本語教育に関する地域として目指す姿・目標・方針を明確にする。
- ▶ 各主体との連携はもちろんのこと、特に豊橋市国際交流協会との二人三脚により、日本語学習支援体制の充実を図る。

豊橋市国際交流協会

<これまで>

- ▶ 地域における日本語学習支援の中心的存在として、ボランティアによる学習支援を実施してきた。
- ▶ 日本語を学びたい外国人学習者の要望と、ボランティアが提供できる日本語学習支援との調整を図りながら、様々な教室を展開してきた。
- ▶ 外国人に対し日本語を教えるボランティアになりたい人のための養成講座を実施してきた。
- ▶ 一般市民向けの「やさしい日本語」に関する講座・啓発を行ってきた。

<今後>

- ▶ 日本語学習支援者を育成し、地域日本語教育を実践するとともに、各主体と連携・協働し、それぞれを有機的に結びつけるほか、日本人市民へ「やさしい日本語」を周知し、活用を促進するなど総合拠点機能を担う。

豊橋市教育委員会

<これまで>

- ▶ 外国人児童生徒に対して先進的な日本語教育を実施してきた。
- ▶ 進路説明会などを開催し、外国人児童生徒及び保護者に対し、キャリアに関する情報を積極的に提供してきた。
- ▶ 外国人児童生徒及びその家族にまつわる様々な問題について話し合う場をつくり、問題解決を図ってきた。

<今後>

- ▶ (上述に加え)市内中学校や豊橋高等学校と、夜間中学や関係県立高等学校との連携を進めるなどにより、より効果的な日本語学習支援を実施する。
- ▶ 夜間中学や関係県立高等学校との連携などにより、豊橋高等学校における外国人生徒の定着率の向上を図る。

NPO

- ▶ 民間の自発的・自主的な活動は大変意義があるものであり、その役割を規定するものではないが、本基本方針を御理解いただき、市等との連携・協働に取り組む。

事業者

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 市や国際交流協会をはじめ、地域日本語教育を実施する機関・団体と連携・協力して、企業も日本語教室を開設するなど、外国人就労者とその家族に対して、生活に必要な日本語学習機会の提供や日本語学習を支援する。なお、仕事のための

日本語教育には、日本語教育機関（日本語学校等）へ日本語教師の派遣等を依頼するなど、企業が責任を持って取り組む。

- ▶ 外国人就労者が日本語を学ぶことを奨励し、日本語の学習が継続できるよう就業時間などの面で配慮する。
- ▶ 外国人就労者とその家族に対し、日本語学習に関する情報提供を行う。
- ▶ 就業時及び就業時間外において、日本人就労者と外国人就労者等との交流の機会を積極的に設け、企業内のコミュニケーションの向上及び多文化共生意識の啓発を促す。
- ▶ 外国人市民の日本語学習を支援する活動に対し、企業として協力・応援する。

大学

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 留学生に対し、国際交流協会等が行う日本人市民との交流会などの情報を提供する。
- ▶ 学生に対し、国際交流協会等が行う地域の日本語教室等における日本語学習の支援活動や地域の交流の場に関する情報を提供する。

日本語学校

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 地域の日本語教室等への専門的知識の提供や日本語教師の派遣など、日本語教育機関として可能な協力を行う。

豊橋商工会議所

以下のような役割を果たすことが期待される。

- ▶ 市等が市内事業者向けに実施する外国人就労者に対する日本語学習支援状況等の調査等に協力する。

市民

以下のような役割を果たすことが期待される。

（日本語学習支援者）

- ▶ 地域の日本語教室へ参加・協力する。
- ▶ 「やさしい日本語」に関する理解を深め、外国人市民とのコミュニケーションの場面で活用する。

（日本語学習者）

- ▶ 自立した生活を営むことができる日本語を習得するため、継続して日本語を学習する。

豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針に基づく日本語教育推進施策イメージ
(各ライフステージに応じた支援)

就園前期	各種子育て講座（※） 母子保健相談（※）
就園期	プレスクール 母子保健相談（※） 母語・継承語の重要性の啓発（保育士向け外国人乳幼児研修）
小学校期	日本語相談員・バイリンガル相談員・スクールアシスタントの配置 登録ボランティアによる母語支援 就学支援・編入時の支援 初期支援コースの設置 進路を考える会 など
中学校期	日本語相談員・バイリンガル相談員・スクールアシスタントの配置 登録ボランティアによる母語支援 就学支援・編入時の支援 初期支援コースの設置 進路を考える会 外国人中学生アフタースクール事業 など
高校期以降 大人	ライフキャリア形成支援（キャリア教育） 就労のための日本語教室 夜間中学（愛知県） 留学生生活動支援事業

※日本語に触れる機会の創出など